ประกาศคณธกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 3/2569
เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุนเพื่อฟื้นฟูเศรษฐกิจ

非公式訳
投資委員会布告
第 3/2569 号
件名：景気回復のための投資促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8／2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

大規模事業者がタイの大型プロジェクトにさらに投資することを促進するため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　全ての県を投資奨励区として定める。

第 2 項　条件

2.1 グループ A1、A2 、A3 および A4 に該当する事業であること。ただし、次の業種は除く。

(1) 投資委員会事務局が定めたごとく航空輸送事業、海上輸送事業など事業所の立地が不明確な業種

(2) 南部国境地域または特別経済開発区のみに立地するという条件がある業種

(3) データセンター業種および発電製造業種

2.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与されたプロジェクトであること。

2.3 奨励証書発給日より 12 カ月以内に 20 億バーツ以上の投資（土地代および運転資金を除く）を実施すること。

2.4 奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められない。ただし、機械輸入期限および操業開始期限の延長は検討の余地がある。

2.5 追加恩典を申請するために奨励証書発給日より 18 カ月以内に事務局が指定する書式を用いて、投資実施済みの証拠を提出すること。尚、必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長を検討する。本措置に基づく追加恩典申請日時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていること。

2.6 本措置による恩典を申請したプロジェクトが定められた条件を満たさない場合、当該プロジェクトは景気回復のための投資促進措置による奨励申請や恩典申請を一切禁ずる。

第 3 項　追加恩典

法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

第 4 項　本措置は仏暦 2569 年（2026 年）の最初の営業日より 2569 年（2026 年）の最終営業日まで申請書を提出するプロジェクトに適用する。

第 5 項　全投資規模プロジェクトを対象として本措置に基づく追加恩典を申請するためのプロジェクトの改定の認可・不認可、および必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長の検討について代行として活動する事務局に委任する。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）1 月 15 日

エークニティ・ニティタンプラパート

（エークニティ・ニティタンプラパート）
副首相
投資委員会委員長